

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成25年4月4日(2013.4.4)

【公表番号】特表2010-539303(P2010-539303A)

【公表日】平成22年12月16日(2010.12.16)

【年通号数】公開・登録公報2010-050

【出願番号】特願2010-525193(P2010-525193)

【国際特許分類】

C 08 L	23/00	(2006.01)
C 08 L	101/10	(2006.01)
C 08 K	3/00	(2006.01)
C 08 K	3/34	(2006.01)
C 09 K	3/10	(2006.01)

【F I】

C 08 L	23/00	
C 08 L	101/10	
C 08 K	3/00	
C 08 K	3/34	
C 09 K	3/10	Z
C 09 K	3/10	Q
C 09 K	3/10	G

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年2月15日(2013.2.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

2枚または複数枚の絶縁性ガラスまたはソーラーモジュールを製造するための、一次封止剤および二次封止剤を備えるエッジシールであって、前記一次封止剤がシラン変性されたポリマーを含みかつ以下の全体の組成：

- a) 30～60重量%のオレフィン系ポリマー、Mn 400～600,000 D、
- b) 2～35重量%のシラン変性されたポリマー、
- c) 5～40重量%の微粒子状の不活性充填剤、
- d) 5～25重量%の保水性物質、
- e) 0～3重量%の老化防止剤、

を有すること、および前記二次封止剤がシリコーンベースの封止剤であることを特徴とする、エッジシール。

【請求項2】

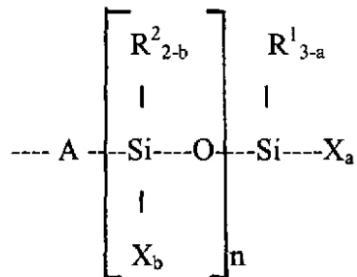
前記オレフィン系ポリマーが、ポリイソブチレン、ポリブテン、ブチルゴム(ポリイソブチレン-イソブレン)、スチレンブロック共重合体、ならびに -オレフィンの非晶性コポリマーおよび/またはターポリマー(APAO)を含む群から選択されることを特徴とする、請求項1に記載のエッジシール。

【請求項3】

前記変性されたポリマーが、ポリイソブチレン、ポリブテン、ブチルゴム(ポリイソブチレン-イソブレン)、スチレンブロック共重合体、ならびに -オレフィンの非晶性コ

ポリマーおよび／またはターポリマー(A P A O)を含む群から選択され、前記ポリマーが末端基であるかまたはその鎖の中に統計的に分布している少なくとも1つの式(1)の基

【化1】



(式中、

- A - は

- (C H₂)_m - (2)、

- S - (C H₂)_m - (3)、または

【化2】



||

O

であり、

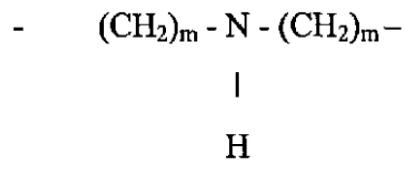
R¹ および R² は同じであるかまたは異なり、かつ1～20個の炭素原子を有するアルキル基、6～20個の炭素原子を有するアリール基または7～20個の炭素原子を有するアラルキル基であり、

Xはヒドロキシル基または加水分解性基であり、

aは0、1、2または3であり、bは0、1または2であり、aおよびbの和は1以上であり、かつnは0～18の整数であり、mは0～4の整数であり、かつ

R³は

【化3】



である)

で変性されていることを特徴とする、請求項1に記載のエッジシール。

【請求項4】

前記充填剤が、細粉状白亜および沈降白亜、ケイ酸塩、酸化ケイ素およびカーボンブラックを含む群から選択されることを特徴とする、請求項1に記載のエッジシール。

【請求項5】

前記白亜が表面処理されていることを特徴とする、請求項4に記載のエッジシール。

【請求項 6】

前記ケイ酸塩が、タルク、カオリン、マイカ、酸化ケイ素、シリカおよびケイ酸カルシウムまたはケイ酸マグネシウムを含む群から選択されることを特徴とする、請求項4に記載のエッジシール。

【請求項 7】

前記保水性物質が、3A～10A型のモレキュラーシーブ(ゼオライト)から選択されることを特徴とする、請求項1に記載のエッジシール。

【請求項 8】

前記老化防止剤が、ヒンダードフェノール、チオエーテル、メルカプト化合物、リンエステル、ベンゾトリアゾール類、ベンゾフェノン類、HALSおよびオゾン劣化防止剤を含む群から選択されることを特徴とする、請求項1に記載のエッジシール。

【請求項 9】

窓、温室、構造用ガラス取り付けおよび屋根用ガラス取り付け、陸上を走る車両、船舶および航空機におけるガラスの取り付け、およびソーラーモジュール製造のための絶縁性ガラスの製造のための、請求項1から請求項8のいずれか1項に記載のエッジシールの使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0034

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0034】

本発明はまた、当該老化防止剤が、ヒンダードフェノール、チオエーテル、メルカプト化合物、リンエステル、ベンゾトリアゾール類、ベンゾフェノン類、HALSおよびオゾン劣化防止剤を含む群から選択されることを提供する。